

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏名 大澤 彩

本論文は、消費者契約法制定後の不当条項規制のあり方という現下の重要問題に正面から取り組み、日本法および比較の対象に選ばれたフランス法における議論を包括的に検討したものである。

本論文の長所として次の諸点を挙げることができる。

第一に、本論文はこれまでの研究の欠けていた部分を大幅に補完するものである。日本法については、1980年代までを対象とする学説史的研究が既に存在するが、消費者契約法の制定過程を含めて本格的に検討したものは少ない。本論文は、最近までの議論の全貌を示したものとして価値を持つ。またフランス法に関しては折々の立法の紹介はされてきたものの総合的な比較研究は殆んど無かったため、最近30年のフランス法制の発展を詳細に紹介・検討する本論文の試みはそれ自体学界に少なからざる貢献をもたらすものである。

フランスでは、当初、消費者取引に限り、かつ、特定の「不当条項（濫用的条項）*clauses abusives*」を規制対象とする特別法が制定されたが、その後、この特別法の適用範囲の拡大が図られるとともに、民法が適用される場合にも「濫用 *abus*」の法理が参照された。本論文は、適用対象の限定が、このような法発展を支える一つの要因となったことをよく示している。日本でも、ごく最近になって消費者契約法の見直し作業がはじまったが、本論文は、今後も行われるであろう同法の立法論的な再検討の際に、フランス法の状況を示す重要な基礎資料の一つとして参照されることになるだろう。また、結論部分において導かれたいくつかの示唆も、法改正にあたっての採否は別として、ありうる方向性を示すものとして参酌されるだろう。

第二に、本論文においては、裁判所における事後的な規制のみならず、行政や消費者団体を担い手とする事前的な規制も検討対象とされており、不当条項に対する多様な規制システムの全体像が提示されている。また、いったん立法がなされた後も、それを前提に判例・学説による法形成がなされていく過程がフォローされており、規制システムの変化の様子が適切に捉えられている。以上の二つの面において視野の広い研究であり、領域横断的でかつ流動性の高い法領域である消費者法の分野において生ずる問題に取り組む際の一つのアプローチを示したものであるといえる。

第三に、消費者法と民法、より一般化するならば特別法と一般法の関係について、一つの見方が示されている。すなわち、民法の一般法理ないしはその発展を具体化・特定化するために特別法が立法されるが、そのようにして立法された特別法が翻って民法の法理に影響を及ぼす経緯が示され、そうした相互関係を意識しつつ特別法を立法すること、一般

法を解釈することが必要であるとの指摘がなされている。一般論としては必ずしも珍しい指摘ではないが、具体的な実例に即したものとして一定の説得力を持つ指摘になっていると言える。

もちろん、本論文にも短所が見られないわけではない。

まず第一に、消費者契約法が立法されたことを所与の前提として、不当条項規制のシステムのあり方が論じられているために、これとは異なる規制システムや民法の個別法理を用いた不当条項規制に関する検討が視野の外に置かれている。本論文の課題設定からするとやむを得ないことではあるが、これらの問題についても、たとえば主要な研究動向を取りあげて本論文の立場との関連づけを行うなど、もう一步踏み込んだ叙述があれば、さらに包括的な研究となったと思われる。

第二に、事後規制と事前規制、あるいは、規制基準・規制対象・規制方法の相互関係に関する説明が必ずしも十分でなく、やや羅列的な印象を与える。たとえば、裁判所の役割に対する見方との関連や「濫用」の法理の規制根拠としての側面をより意識的に取り出したならば、フランス法のシステムの特徴をさらに明確に示すことができたかもしれない。

しかし、以上のような欠点は本論文の価値を大きく損なうものではない。不当条項規制に関してフランス法に着目するものは少なかったが、本論文は、この研究上の欠落を埋めるものであると同時に、民法と消費者法の双方にまたがる問題についての研究の一つのあり方を示すものでもある。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度の研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると判定する。